

「日本電力株式会社 電力提供サービス利用規約」

日本電力株式会社（以下、「当社」といいます）は、お客様が入居されている建物（以下、「本物件」といいます）に電力提供サービス（以下、「本サービス」といいます）を行います。

本サービスの利用条件については、日本電力株式会社電力提供サービス利用規約（以下、「本規約」といいます）によるものとします。

I 総則

1 用語の定義

本規約において、次の各号に掲げる用語の定義は、次に定める通りとする。

- (1) 「高圧一括受電」
マンションの専有部分、および共用部分、または商業施設、高齢者施設等で使用する電気を建物全体で一括して受電し、電気事業者との間で高圧受電契約を締結することで電気料金の低減を図る受電方式を「高圧一括受電」という。
- (2) 「専有部分」
原則、区分所有法の定義に従う。
- (3) 「共用部分」
原則、区分所有法の定義に従う。
- (4) 「管理組合」
原則、区分所有法の定義に従う。
- (5) 「専有部分利用者」
本物件の専有部分の区分所有者、賃借人、転借人、その他専有部分で電気を使用することにより生ずる債務を負担すべき者をいう。
- (6) 「契約割引率」
本物件における電気料金の削減の割合をいう。
- (7) 「電気事業者」
本物件の所在地を管轄する一般電気事業者又は卸供給事業者、特定規模電気事業者をいう。
なお、一般電気事業者は本物件の所在地を管轄する地域電力会社に該当する。
- (8) 「MEMS」
マンションエネルギーマネジメントシステムをいう。
- (9) 「利用開始日」
原則として、鍵の引渡日をいう。

2 適用

- (1) 当社は、本物件に関する電力提供サービス契約（以下、「本サービス契約」といいます）に基づき、お客様に本サービスを提供いたします。
- (2) 本サービスは、本物件全体に対して提供するものであり、各戸単位でのお客様との契約内容の変更、解約、および当社以外から直接電気の供給を受けることは出来ません。

- (3) お客様は、本サービスに基づき、電気事業者から本物件に供給された高圧電力を当社受変電設備により低圧に変圧された電力を使用することができます。

3 本規約の変更

本規約には、一般電気事業者が定める電気供給約款、電気需給約款等に準じた内容が含まれています。約款の変更に伴い本規約を変更する場合及び当社が本規約を変更する場合には、変更後のサービス契約を、当社ホームページ等を通じて周知するものとし、当該規約の変更は当社が当社ホームページに開示した時点で効力が生じるものといたします。

〈当社ホームページアドレス〉<https://nihondenryoku.co.jp/>

4 単位および端数処理

本規約において料金、使用電力その他を計算する場合の単位、およびその端数処理は、次の通りとします。

- (1) 契約負荷設備、または契約受電設備の容量の単位は、1W（ワット）、または1VA（ボルトアンペア）とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (2) 契約容量の単位は1kVA（キロボルトアンペア）とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (3) 契約電力および最大需用電力の単位は、原則1kW（キロワット）とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (4) 使用電力量の単位は1kWh（キロワット時）とし、小数点以下の端数は小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (5) 力率の単位は、1%（パーセント）とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (6) 料金その他の計算における使用量、および金額は次の通りとします。
 - ア. 当社ご請求金額
小数点以下第1位を切り捨てます
 - イ. 本サービス利用割引額
小数点以下第1位を切り上げます
 - ウ. お客様にご請求する消費税等相当額
小数点以下を切り捨てます
- (7) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は切り捨てます。

II 本サービス

5 本サービス利用

- (1) お客様が、本サービスを利用される場合、すみやかに当社所定の手続きに従い、電力提供サービス利用申込書（以下、「本申込」といいます）を提出していただきます。なお、本サービスを利用されるお客様は、本規約に承諾したものとみなされます。
- (2) お客様からの本申込を当社が承諾することにより本サービスの利用契約（以下、「本サービス利用契約」といいます）が成立いたします。
また、原則として、お客様は当社が本申込を承諾した後、利用開始日より使用できます。

ただし、利用開始日前にお客様が利用を開始された場合は、その日を利用開始日といたします。その場合の電気料金の請求は、専有部分は専有部分利用者、共用部分は管理組合等、共用部分利用者に対して行います。

- (3) 利用開始日前に利用開始の延期の申し入れがあった場合、およびお客様の責めとしない理由によって利用できない場合を除き、電気の使用の有無にかかわらず利用開始日より料金は適用されます。
- (4) 本契約における利用契約の単位は、原則として、1計量について1利用契約といたします。
- (5) お客様は、本サービスの利用にあたり、本規約を遵守するものとします。
- (6) 当社は、法令、電気事業者による電気の供給状況、本サービスを提供するにあたって必要となる設備の状況、料金の支払状況その他によって、やむを得ない場合においては、利用の申込の全部、および一部をお断りすることがあります。
- (7) 本物件、および当社への電力供給先の選定に関しては、当社が電気事業者を選択します。
- (8) MEMSを採用する物件はサービス契約に加え、別途「エネルギー管理支援サービス契約」を契約いたします。

6 契約種別

本サービスの契約種別は、一般電気事業者が設ける契約種別に準ずるものとします。

7 MEMS

MEMSは、エネルギー管理支援サービス契約、およびeco スマ利用規約に基づき、運営されます。

8 実施細目

本規約の実施上必要な細目的事項は、本規約に則り、お客様との協議によって定めます。

Ⅲ 料金の算定

9 検針日

お客様の利用された電力量の検針日は、実際に検針を行った日、または検針を行ったものとされる日といたします。

- (1) 検針の基準となる日は、原則として、当社が、定めた毎月一定の期間内の日といたします。また、検針は各月ごとに行います。ただし、非常変災等やむを得ない事情がある場合は、検針の基準となる日以外の日に検針することがあります。
- (2) 当社は、利用開始日からその直後のお客様の検針日までの期間が短い場合、またはその他特別の事情がある場合であらかじめお客様の承諾を得た場合については各月の検針を行わない場合があります。なお、検針を行わなかった場合、その次の検針日に検針を行うことがあります。

10 料金の算定期間

料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下、「検針期間」とい

います）といたします。

ただし、本サービスの利用を開始された場合の料金算定期間は、開始日から直後の検針日の前日までの期間とし、本サービスの利用を終了された場合の料金算定期間は、直前の検針日から終了日の前日までの期間といたします。

11 電力量の計測

- (1) 料金算定期間における使用電力量は、検針日における積算電力量計の読み（本サービスの利用を終了された場合は、原則として、終了日における積算電力量計の読みとします）と前回検針日における積算電力量計の読み（本サービスを開始された場合は、原則として、開始日の積算電力量計の読みとします）の差引きにより算定いたします。ただし、電力量計測装置による電力量の測定の場合は、料金算定期間における使用電力量を算定値といたします。また、遠隔地において電力量の計測を行う場合があります。
- (2) 積算電力量計、および電力量計測装置を取替えた場合、(3)の場合を除き、料金の算定期間における使用電力量は、取り付け、および取外した電力量計ごとに(1)に準じて計量した使用電力量を合算して得た値とします。
- (3) 積算用電力量計、および電力量計測装置の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間における使用電力量は、下記①～③のうち、最も低い使用量を使用電力量とします。ただし、①、③の計量された期間の日数は、25日以上計量された場合に限り、使用電力量とします。
 - ① 前月の使用電力量
 - ② 前3ヶ月平均の使用電力量
 - ③ 前年同月の使用電力量

12 料金の算定

当社は、サービス契約記載の一般電気事業者が設定している電気料金単価に基づく計算方法にて料金を算定します。

料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1ヶ月」として算定いたします。

- ① サービスの利用を開始、再開、休止、もしくは停止、または終了した場合
- ② 契約種別、契約負荷設備、契約容量、契約電力、力率等を変更したことにより、料金に変更があった場合

13 日割計算

- (1) 日割計算の基本算式は次の通りといたします。
$$(1\text{ヶ月の該当料金}) \times (\text{日割計算対象日数}) \div (\text{検針期間の日数})$$
- (2) 当社は、<12 料金の算定>①、②の場合において、次により支払い料金を算定いたします。
 - ① 最低料金、および基本料金は日割計算をいたします。
 - ② 電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて算定いたします。
- (3) <12 料金の算定>①の場合により日割計算する場合、日割計算対象日数には開始日、および

再開日を含みます。また、〈1 2 料金の算定〉②の場合により日割計算する場合、変更後の料金は変更のあった日から適用いたします。

1 4 料金の支払義務、および支払期日

- (1) お客様の支払義務は、次の日に発生いたします。
 - ① 検針日といたします。ただし、〈9 検針日〉(2)の場合の料金、〈1 1 電力量の計測〉(3)により精算する場合の精算額については次回の検針日とします。
 - ② 本サービス利用契約が終了した場合は終了日といたします。ただし、特別の事情があり、本サービス利用契約終了日以降に計量値の確認を行った場合は、その日といたします。
- (2) 料金は支払義務が発生した順序で支払っていただきます。
- (3) お客様の支払方法は、原則として、当社が指定する収納会社からの口座振替、およびクレジットカード払いによるものといたします。また、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。
- (4) お客様の料金は、当社がお客様ごとに定める支払期日までに支払っていただきます。
- (5) お客様との本サービスの利用契約が終了した場合の支払義務日は、終了日といたします。ただし、特別の事情があり、本サービス利用契約終了日以降に計量値の測定を行った場合は、その日といたします。
- (6) 次の場合において当社に対しお客様の料金が支払われたものといたします。
 - ・ 料金がおお客様の指定する口座から振替えられたとき
 - ・ 料金が当社の指定する金融機関等に払い込まれたとき
 - ・ 料金が当社指定のクレジット収納会社での振替が確定したとき
- (7) お客様が口座振替により料金を支払う場合、収納会社における口座振替手続き完了前に支払期日を迎える料金については、支払期日を翌月に延期し、翌月料金とともに請求することがあります。その場合、月ごとの請求の案内をいたします。
また、口座振替手続きが完了していない場合については、当社指定の方法によって支払っていただくことがあります。
- (8) お客様の利用開始日からその直後のお客様の検針日までの期間が短い場合、利用開始日の直後の検針日から次回の検針日の前日までを算定期間とする料金を支払っていただきます。
- (9) 当社に特別の事情がある場合で、お客様の承諾を得たときには、当社の指定する支払期日に支払っていただく場合があります。
- (10) 料金の請求書は、紙面でのお知らせ、または当社指定のインターネット Web サイトで確認いただけます。ただし、ご利用いただける条件がございます。

1 5 督促事務手数料、および再請求手数料

お客様が料金の支払期日を経過してもなお支払われない場合には、当社指定の様式にて請求書を発行し、再請求手数料 300 円（税抜）を申し受けます。なお、支払期日を経過して支払われない料金に対しては、ご請求金額に 5 % を乗じて算定してえた金額を督促事務手数料として請求いたします。

支払期日を経過した電気料金の支払い方法は、当社指定の支払い方法のみとなります。

また、複数月電気料金を滞納した場合は、分割でのお支払いはできません。

IV 使用及び配電

1 6 適正契約の保持

当社は、お客様による契約電力の使用、その他当社の定める基準に照らし、お客様の電気の使用状態が不適当と認められる場合には、すみやかに使用状態を適正なものに変更していただきます。

1 7 需要場所への立入りによる業務の実施

当社は、次の業務を実施するため、当社、または当社の指定する者が、お客様の敷地、または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合、正当な理由がない限り、立ち入ること、および業務を実施することを承諾していただきます。

- (1) 当社の電気工作物、および電力量計測装置等の設置、施工、改修、または検査
- (2) 電気工作物の保安に関する調査、および確認に関する業務
- (3) 適正な電気の使用を防止するために必要なお客様の電気機器の試験、契約負荷設備、契約主開閉器、もしくはその他電気工作物の確認、もしくは検査、または電気の使用用途の確認
- (4) 積算用電力量計の検針、または計量値の確認
- (5) 本サービスの停止、利用契約の廃止、解約等により必要な業務
- (6) その他本サービス提供に必要な一切の業務

1 8 電気使用に伴うお客様の協力

- (1) お客様の電気の使用が次の原因で他のお客様の電気の使用を妨害し、もしくは妨害する恐れがある場合、または当社、もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼす恐れがある場合には、お客様の負担で必要な調整装置、または保護装置を需要場所に設置いただくものとし、特に必要がある場合には、配電設備を変更し、または専用配電設備を設置して、これにより電気を使用していただきます。
 - ① 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合
 - ② 負荷の特性によって電圧、または周波数が著しく変動する場合
 - ③ 特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合
 - ④ 著しい高周波、または高調波を発生する場合
 - ⑤ その他上記①ないし②に準じる場合
- (2) お客様が発電設備を当社の電気工作物に電氣的に接続して使用される場合は、前項に準ずるものとします。また、この場合は、法令で定める技術水準その他法令等に従い、当社の電気工作物の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によって接続していただきます。

1 9 電気使用の停止

- (1) お客様が次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客様について電気の使用を停止することがあります。
 - ① お客様の責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合
 - ② 当社の電気工作物、および電力量計測装置を故意に損傷し、または亡失して、当社に重大な損害を与えた場合
 - ③ お客様が、当社の承諾なく、お客様の電気設備との接続を行った場合

- (2) お客様が次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客様について電気の使用を停止することがあります。なお、この場合には使用停止の5日前までに予告いたします。
- ① お客様の電気料金の支払期限が経過し、かつ検針日を50日経過してもなお支払われない場合
 - ② お客様が他の本サービス利用契約（すでに終了しているものを含みます）の料金を支払期限が経過し、かつ検針日を50日経過してもなお支払われない場合
 - ③ 本規約によって支払を要することとなった料金以外の債務（違約金等本規約から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合
 - ④ 利用開始後2カ月を経過しても「サービス利用申込書」の提出がない場合。
- (3) お客様が次のいずれかに該当し、当社がその旨を警告しても改めない場合には、当社は、そのお客様について電気の使用を停止することがあります。
- ① お客様の責めとなる理由により保安上の危険がある場合
 - ② 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合
 - ③ 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合
 - ④ 低圧電力の場合で、電灯、または小型機器を使用された場合
 - ⑤ <1.7 需要場所への立入りによる業務の実施>に違反して、当社の係員の立会いによる業務の実施を正当な理由無く拒否された場合
 - ⑥ お客様が<1.8 電気使用にともなうお客様の協力>に違反した場合

2.0 電気使用停止の解除

<1.9 電気使用の停止>によって、電気の使用を停止した場合で、お客様がその理由となった事情を解消し、かつその事実に伴い当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われたときは、当社は、支払いを確認した後、すみやかに電気の使用を再開します。

2.1 電気使用停止期間中の料金

<1.9 電気使用の停止>によって、電気の使用を停止した場合には、その停止期間中についても料金の減額をすることなく算定いたします。

2.2 違約金

- (1) お客様が<1.9 電気使用の停止>(3)②、③、④に該当し、そのために料金の全部、または一部の支払いを免れた場合には、当社は、不正して使用された期間の料金の3倍に相当する金額に消費税等相当額を加えた金額を違約金として申し受けます。
- (2) (1)において免れた金額は、本契約に定められた条件に基づいて算定された金額とします。
- (3) 不正に使用した期間が確認できない場合は、6ヶ月以内で当社が決定した期間とします。

2.3 使用の制限、もしくは中止

当社は、次の場合には、使用期間中に本サービスを中止し、またはお客様に電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。

- ① 電気事業者から電気の供給がなされない場合
- ② 法定で定められた保安点検を実施する上で停電を伴う作業が必要な場合

- ③ 当社、および電気事業者の電気工作物に故障が生じ、または故障が生じる恐れがある場合
- ④ 当社の電気工作物の修繕、変更、その他の工事上やむを得ない場合
- ⑤ 非常災害の場合
- ⑥ 電気料金未払いによる電気使用停止
- ⑦ その他保安上の必要がある場合

2.4 損害賠償の免責

- (1) <2.3 使用の制限、もしくは中止>によって、本サービスを中止し、電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客様の受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (2) <1.9 電気使用の停止>によって電気の使用を停止した場合には、当社は、お客様の受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (3) 当社に故意、または重過失がある場合を除き、漏電その他の事故が生じた場合で、それが当社の責めによらない理由によるものであるときには、当社は、お客様の受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (4) 当社の責めによる場合の損害賠償の範囲は、逸失利益、特別損害は含みません。

2.5 設備の賠償

お客様が故意、または過失によって、当社の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または滅失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。

- (1) 修理可能な場合
修理費
- (2) 滅失、または修理不可能の場合
代替品購入に要する額と取替工事の合計額

V 契約の変更及び終了

2.6 本サービスの契約期間

本サービスの契約期間は本サービス契約書に記載された期間とし、規程に準じ自動更新されるものとします。

2.7 契約種別の変更

お客様が個別の契約種別の変更を希望される場合、かつ当社が契約種別の変更を認めた場合、契約種別の変更をいたします。

2.8 名義の変更

相続その他の原因によって、新たなお客様がそれまでの電気を使用していたお客様の当社に対する本サービスに関する全ての権利義務を受け継ぎ、引き続き本サービスの利用を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。

2 9 本サービス利用契約の廃止

- (1) お客様が電気の使用を廃止しようとされる場合は、あらかじめその廃止の期日を定めて、当社に通知していただきます。当社は、原則として、お客様から通知された廃止期日に本サービス利用契約を終了させるための適当な処置を行います。
- (2) 本サービス利用契約は次の場合を除き、お客様が当社に通知された廃止期日に終了します。
 - ① 当社がお客様の廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に本サービス利用契約が終了したものとします。
 - ② 当社の責めとならない理由（非常災害等の場合を除きます）により、本サービス利用契約を終了させるための処置ができない場合、本サービス利用契約を終了させるための処置が可能となった日に終了するものとします。

3 0 解約等

- (1) <1 9 電気使用の停止>によって電気の使用を停止されたお客様が、当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には、当社は、お客様に対する本サービス利用契約を解約することがあります。なお、この場合には、その旨をお客様にお知らせいたします。
- (2) お客様が、<2 9 本サービス利用契約の廃止>による通知をされないで、本物件から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、当社が本サービス利用契約を終了させるための処置を行った日に当該契約は消滅するものとします。

3 1 本サービスの終了

非常災害、その他不可抗力により、本物件が滅失した場合、あるいは本物件の使用が不可能となった場合は、本サービスは当然に終了するものとします。

3 2 本サービス終了後の債権債務関係

料金その他の債権債務は、本サービスの終了によっては消滅いたしません。

3 3 契約アンペアの設定

契約アンペアを定める形態の一般電気事業者管轄にて、本サービスを行う場合、サービス契約に別途記載がない限り、契約電流を選択できる電流制限器を取り付けないものとします。

サービス契約に別途記載があり、かつスマートメーターを導入した物件は、専有部の契約アンペアは次の通りになります。

- (1) 契約アンペアが変更可能な場合、契約アンペアは10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、お客様の申出によって定めます。
- (2) 契約アンペアの変更に伴う基本料金は、お客様の申出があった翌月の算定期間より、新たな基本料金に変更いたします。
- (3) 利用開始日の契約アンペアは、サービス契約に別途記載がない限り、原則40アンペアといたします。
- (4) 契約アンペアを現在の契約アンペアから変更する場合、新たに設定された日以降、1年に満たない期間に契約電流を下げることはできません。

- (5) 契約アンペアを上げる場合は、期間に関わらず対応可能ですが、電気幹線の容量状況等により契約アンペアを上げることをお断りする場合があります。また、管理規約等に契約アンペアを制限されている場合はその管理規約等を優先します。
- (6) 契約アンペアの変更に伴い、電気工事が必要となる場合には、工事負担金が別途必要になります。

3 4 共用部の低圧電力

共用部の低圧電力に関しては、原則として、サービス契約締結後に契約主開閉器による契約電力を定めることはできません。但し、サービス契約を締結する以前に既にお客様が契約主開閉器を設定し、これにより契約電力を定めている場合には、契約電力は契約主開閉器の定格電流に基づき算定された値といたします。なお、契約主開閉器を撤去する場合の契約電力は、本物件の負荷設備に基づいた契約電力の値となります。

VI、保安に関する規定

3 5 保安

当社は、本物件に設置される当社の電気工作物について保安の責任を負います。

3 6 調査

- (1) 当社は、法令に定めるところにより、お客様の電気工作物が技術基準に適合しているかどうかについて保安調査を行います。
- (2) 調査は次の事項について行います。ただし、技術基準に適合していると認められる場合にはその一部を省略する場合があります。
 - ① 絶縁抵抗値、または漏えい電流値の測定
 - ② 接地抵抗値の測定
 - ③ 点検
- (3) 当社は、(1)の結果、適合しているときは、その旨を本物件管理者にお知らせし、適合していないときは、技術基準に適合させるために必要な措置を講じて頂きます。

3 7 調査に対するお客様の協力

お客様が電気工作物の変更の工事を行う場合には、事前に当社にご連絡していただきます。

3 8 安全確保

お客様の安全確保のために、電気工作物の停電を伴う点検を行うことがあります。なお、点検日については事前にお知らせいたします。

3 9 保安に対するお客様の協力

- (1) 次の場合には、お客様から速やかにその旨を当社に通知していただきます。この場合には当社は、直ちに必要な処置をいたします。

- ① お客様が、高圧引込線、計量器等、当社の電気工作物に異常、もしくは故障が生じる恐れがあると認めた場合
 - ② お客様が、お客様の電気工作物に異常、もしくは故障があり、または異常、もしくは故障が生じる恐れがあり、それが当社の配電設備に影響を及ぼす恐れがあると認めた場合
- (2) お客様が当社の電気工作物に直接影響を及ぼすような物件（発電装置を含みます）の設置、変更、または修繕工事をされる場合は、あらかじめその内容を当社に通知していただきます。また、設備機器の設置、変更、または修繕工事をされた後、その設備機器が当社の電気工作物に直接影響を及ぼすこととなった場合には、速やかにその内容を当社に通知していただきます。これらの場合において、保安上特に必要があるときには、当社は、お客様にその内容を変更していただくことがあります。
- なお、保安に伴う停電点検に関しては、設備の使用状況、および監督部の指導により点検頻度は、物件により異なります。

附則

本規約：2010年6月1日実施

2014年4月1日変更

2015年2月1日変更

2015年5月1日変更

2015年7月1日変更

2017年2月1日変更

2017年7月1日変更

2017年10月1日変更